



# せんだい健幸省エネ住宅 補助金（全体改修向け）

## 申請の手引き

（令和8年度版）



### 提出・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802

仙台市青葉区二日町 6 - 1 2 MSビル二日町 5F

TEL : 022-214-8682

開庁日時 平日8時30分～17時15分

提出は郵送にてお願いいたします。

# 注意事項

## 交付申請兼実績報告書の提出について

交付申請兼実績報告書は必ず**工事完了後**に提出してください。対象となる工事が申込書提出日までに完了していない場合、**補助金の交付はできません。**

## 工事前後の写真撮影について

必ず18～21ページの、〈正しい撮影方法〉と〈良くない撮影方法〉を確認した上で撮影してください。

仙台市ホームページにも掲載しています。

**写真に不備があり、撮り直しができない場合は補助金の交付はできません。**

## その他

**屋根・外壁の塗装工事は補助金の対象となりません。**（遮熱塗料による塗装も対象外です。）

# 1.申請及び実績報告の流れ

その1

対象となる工事であるかなど確認

P2,3

その2

工事前に必ず写真を  
撮影してください!

BELS評価書の作成

(難しい場合専門家による計算書)

工事前の写真撮影

P18~P21

工事開始

工事完了後の写真撮影

その3

交付申請

P6~P26

(交付申請兼実績報告書類一式の提出)

受付期間

5月1日~12月15日

仙台市が申請内容を確認し、結果をお知らせします。  
(予算を超えた場合は抽選となります)

その4

補助金交付額の確定

(仙台市からお知らせを送ります)

P27

その5

請求書提出

P27,28

振込まで2ヶ月ほど  
かかります

補助金交付 (口座振込)

※行政書士でない者が業として他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反になりますのでご注意ください。

## 2.対象となる住宅

対象住宅となる要件	
<input type="checkbox"/>	市内にある居住用の一戸建て住宅 又は市内にある居住用とする予定の一戸建ての既存住宅（※） （※）既存住宅とは、人の居住の用に供したことのある住宅のこと

## 3.申請ができる方

対象者となる要件	
<input type="checkbox"/>	・申請する住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族（※1） （※1）他に所有者がいる場合、全ての所有者から同意が得られている必要があります
<input type="checkbox"/>	・市内に住所があること（※2） （※2）申請者が単身赴任等により市外にお住まいの場合、申請する住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族が対象となる住宅にお住まいであれば申請が可能です
<input type="checkbox"/>	・仙台市の市税を滞納していない方
<input type="checkbox"/>	・暴力団等と関係を有していない方
<input type="checkbox"/>	・同一年度内に申請を行っていない方
<input type="checkbox"/>	・補助対象事業について、仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方

## 4.対象となる工事の要件

改修部位	対象事業の要件等
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和8年4月1日以降に断熱改修に着手した工事</b>であること</li> <li>・ 一戸建ての住宅で、<b>外気に接する部分</b>（窓、玄関ドア、床、壁、屋根または天井）の<b>約8割以上（※2）</b>を「せんだい健康省エネ住宅」の認定基準の「<b>外皮平均熱貫流率0.48以下</b>」になるよう、<b>断熱改修する工事</b>であること</li> </ul>
窓（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の方法が内窓設置（※3）、外窓設置であること</li> <li>・ 熱貫流率（※4）1.9以下とする工事であること</li> <li>・ 既存の建物に設置された窓で、外気と直接接しているものの改修であること</li> <li>・ 過去に仙台市の補助金の交付を受けた窓でないこと</li> </ul>
玄関ドア（※1）	—
床、壁、屋根又は天井（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根又は天井の場合、既存の建物で外気と直接接している部分の改修であること</li> <li>・ 天井断熱の場合、最上階以外は床として申請してください</li> </ul>

（※1）リフォームの時に間取り変更等で、窓などを新たに設置する場合は、その部分が性能や要件を満たしていれば、補助対象となります。

（※2）面積の要件が基準を満たしているかは、事前に仙台市脱炭素政策課へご相談ください。

（※3）既存窓は、金属製建具、単板ガラスとみなします。

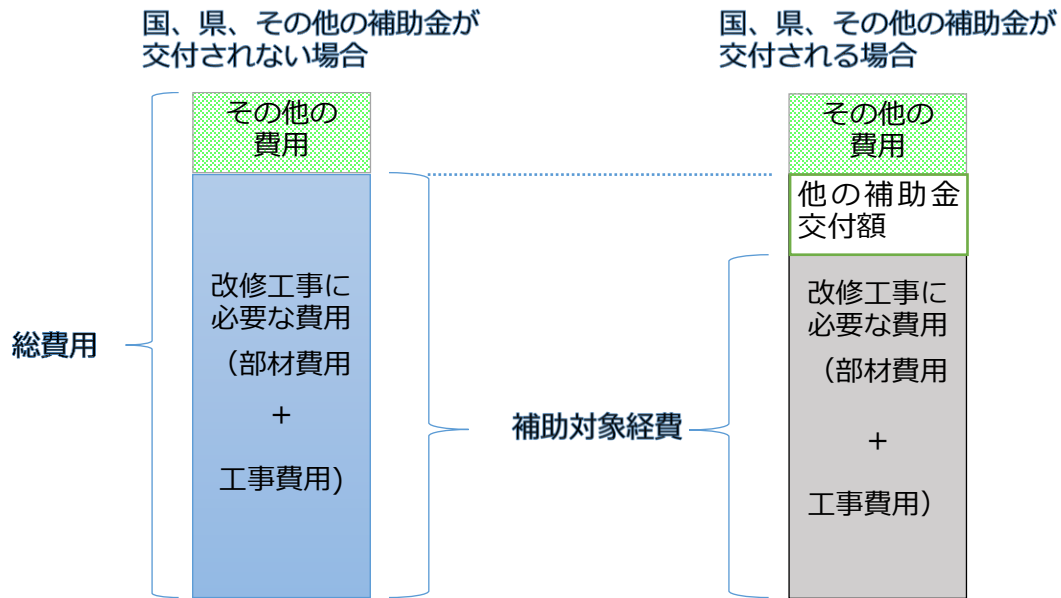
（※4）ガラスの中央部ではなく、建具も含めた熱貫流率で性能を評価します。

内窓設置の場合は、二重窓全体（既存窓（※3）と内窓）での熱貫流率で性能を評価します。

## 5.工事にかけた費用のうち補助の対象となるもの

この補助金で対象とする経費は、断熱改修工事に必要な費用（税抜金額）に限ります。

※国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、交付された補助金相当額を差し引いた額を補助対象経費とします。



### ○補助対象経費になるもの

<窓断熱>・製品代、設置工事費、ふかし枠費(あくまで窓枠取付のため)、既存サッシ撤去費(外窓交換の場合)、搬入費 等

<窓以外の断熱>・断熱材、解体工事費、下地張り費、フローリング・タイル・クロス張り費 等

### ○補助対象経費にならないもの(例)

諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、処分費(廃材処分費、既存窓処分費等)、振込手数料、清掃費、補助事業に直接関係ない工事費 (<窓断熱>：網戸設置、カーテンレール移設、窓枠塗装、和紙調フィルム加工等 ) 等

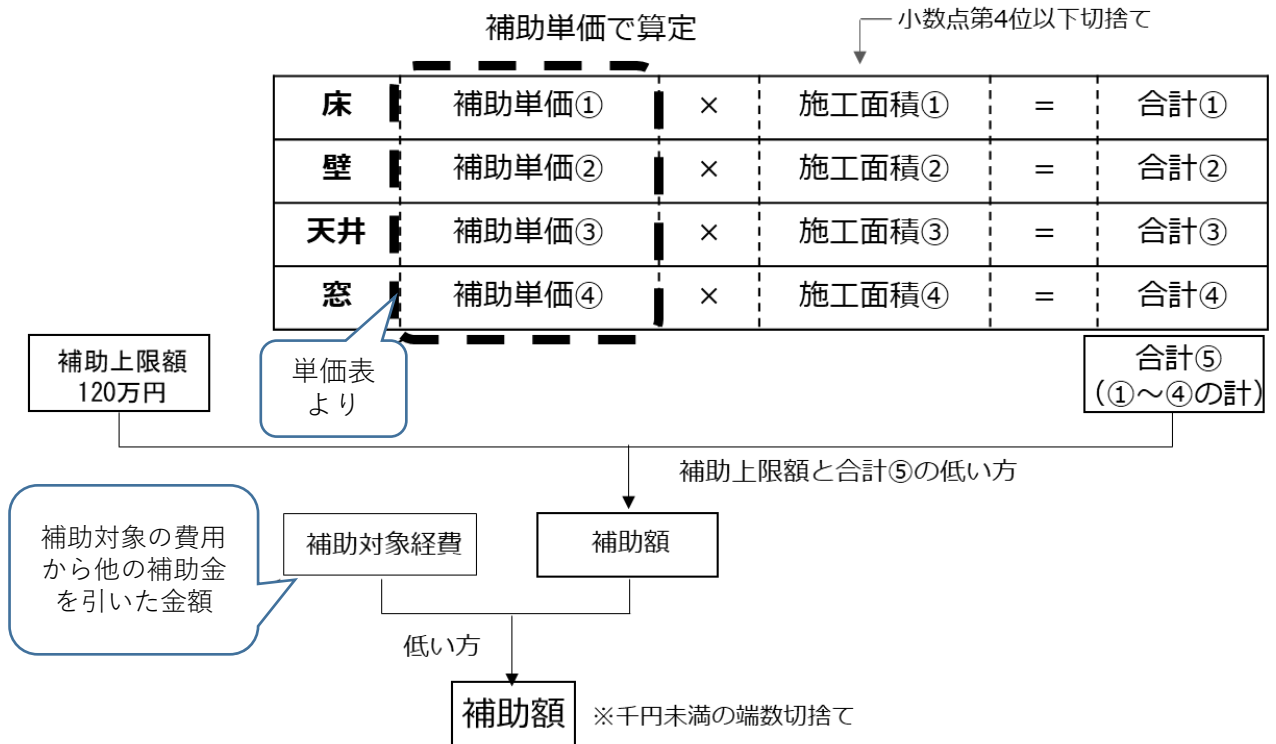
## 6.補助金額

**補助上限額：120万円（1棟当たり）**

### 補助単価表

部位	基準等	補助単価
床、壁、屋根・天井	—	3,500円/m <sup>2</sup>
窓	熱貫流率1.9以下	10,000円/m <sup>2</sup>
玄関ドア	—	71,000円/m <sup>2</sup>

## 補助額の算定方法



- ※ 補助額の方が、補助対象の経費より少ない場合は、補助対象の経費の額（千円未満の端数があれば、これを切り捨てた額）とします。（補助対象の経費の考え方については、前ページ参照）。

## 7.申請及び実績報告期限

**令和8年5月1日から令和8年12月15日まで（必着）**

- ※ **工事完了後の申請**となります。ただし、申請及び実績報告時に、**工事前の写真が必要**です。
- ※ 申請が多く予算を超えた場合は、期間中に提出のあった交付申請により抽選を行います（全ての申請者に対し交付可能な場合は抽選を行いません）。
- ※ 工事の施工業者等に申請手続きの代行を依頼していても構いません。
- ※ **行政書士の資格を有していない場合、有償で申請を代行することはできません。**

## 8.交付申請兼実績報告に必要な書類

下表の必要書類を郵送により環境局脱炭素政策課あてご提出ください  
(記入例は10ページ以降参照、送付先は表紙に記載している「提出・問い合わせ先」参照)。

	書類名	備考
①	補助金交付申請兼実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号</li> <li>※捨印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません</li> </ul>
②	補助額算定表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第2号</li> </ul>
③	(申請者が個人の場合)住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人の原本</li> <li>・マイナンバーが記載されていないもの</li> <li>・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>
	(申請者が法人の場合)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本</li> <li>・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>
	(申請者が個人事業主の場合)開業等届出書及び住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人の原本</li> <li>・マイナンバーが記載されていないもの</li> <li>・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>
④	建物の登記事項証明書(登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記簿謄本の原本 (登記情報提供サービスなどインターネットで出力されたものは不可)</li> <li>・交付申請兼実績報告の提出前3か月以内に発行されたもの</li> </ul>
⑤	工事請負契約書(又は工事請書と注文書のセット)の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の氏名、住所、改修工事場所、工事着工日、完了日、押印等を確認できること</li> <li>・申請者名義の契約であること</li> <li>・改修工事着手日が令和8年4月1日以降であること</li> </ul>

	書類名	備考
⑥	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者あての見積書であること</li> <li>・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること</li> <li>・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの</li> <li>・「補助額算定表（様式第2号）」に対応する<b>工事箇所番号が記載</b>されていること</li> <li>・窓断熱改修の場合は、<b>窓ごとの寸法が記載</b>されていること</li> <li>・窓以外の改修の場合は、<b>施工面積、断熱材の厚さが記載</b>されていること</li> </ul>
⑦	窓（又は玄関ドア）の熱貫流率が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓（又は玄関ドア）の断熱改修を実施する場合のみ提出</li> <li>・国補助事業（子育てグリーン住宅支援事業及び先進的窓リノベ事業）の性能証明書または対象製品一覧表等（対象は登録製品に限る）</li> </ul>
⑧	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の氏名（フルネーム）及び全体改修工事に要する費用を負担したことが分かるもの</li> </ul>
⑨	仕様書（仕上げ表を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）</li> </ul>
⑩	建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前後のそれぞれの平面図上に、「補助額算定表（様式第2号）」に対応する<b>工事箇所番号が記載</b>されていること</li> <li>・改修箇所を含むフロア全体のもの（1階の部屋を一部断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要）</li> </ul>
⑪	立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> </ul>
⑫	建物全景写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第3号－1</li> <li>・工事後の建物全景のカラー写真</li> </ul>

	書類名	備考										
⑬	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第3号－2</li> <li>・ <b>工事前、工事後の改修箇所ごと全体のカラー写真</b></li> <li>・ 「補助額算定表（様式第2号）」に対応する<b>工事箇所番号が記載</b>されていること</li> </ul> <p>【窓断熱改修の場合】</p> <p><b>窓ごとに室内からカーテンを開けた状態で撮影</b>すること。 また、<b>内窓設置の場合は、内窓を半分開けるなどし、二重窓と分かるように撮影</b>すること。</p> <p>【窓以外の断熱改修の場合】</p> <p><b>工事箇所ごとに撮影</b>すること。 <b>工事前写真は仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を、工事後写真は断熱材の施工を完了し、仕上げ材施工前の断熱材が見える状態で撮影</b>すること。</p>										
⑭	出荷証明書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考様式（22～24ページ参照）の内容に準ずること</li> <li>※原則として、元請事業者への販売事業者（またはメーカー）が発行すること</li> </ul>										
⑮	BELS評価書の写し等	<p>&lt;BELS評価書取得が困難な場合&gt;</p> <p>改修した部位が下記の性能を満たすことを証明する資料を提出することで申請が可能です。</p> <table border="1" data-bbox="436 1286 1350 1535"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>平均熱抵抗値2.0以上（基礎断熱の場合は1.0以上）</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>平均熱抵抗値4.0以上</td> </tr> <tr> <td>屋根・天井</td> <td>平均熱抵抗値4.0以上</td> </tr> <tr> <td>窓</td> <td>平均熱抵抗値1.9以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BELS評価書取得が困難である理由書（様式任意）</li> <li>・ 上記基準を満たすことが分かる証明書（専門家による計算書等）</li> </ul>	部位	性能	床	平均熱抵抗値2.0以上（基礎断熱の場合は1.0以上）	壁	平均熱抵抗値4.0以上	屋根・天井	平均熱抵抗値4.0以上	窓	平均熱抵抗値1.9以下
部位	性能											
床	平均熱抵抗値2.0以上（基礎断熱の場合は1.0以上）											
壁	平均熱抵抗値4.0以上											
屋根・天井	平均熱抵抗値4.0以上											
窓	平均熱抵抗値1.9以下											

	書類名	備考
⑯	住宅の性能及び省エネ性能向上に関する説明書	・様式第9号
⑰	住宅施工証明書	・様式第10号
⑱	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請兼実績報告の提出前30日以内のもの ・区役所、総合支所で交付を受けてください ※「補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）」において、 <u>市税納付状況確認に同意した場合は不要</u>
⑲	他の補助金の額が分かる書類の写し	※ 他の補助金を受給する場合のみ提出 ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の全ページの写し（申請者氏名、金額の分かるもの）
⑳	その他市長が必要と認める書類	※ 該当する場合のみ

※提出書類はA4サイズ又はA3サイズ折り込みで提出してください

※提出書類について問い合わせをする場合がありますので、写しを保管してください。

建物所有者が市内に住所を有していない場合、対象住宅に配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該所有者は申請が可能です。

その場合、以下の書類を追加でご提出ください。

	書類名	備考
㉑	建物所有者の戸籍謄本又は戸籍抄本	・所有者と居住者が配偶者又は一親等の親族であると確認できるもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
㉒	対象住宅に居住している者の住民票	・対象住宅に所有者の配偶者又は一親等の親族が居住していると分かるもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
㉓	公共料金の領収書等の写し（直近のもの）	・対象住宅に居住していることが分かるもの

※申請者（所有者）の住民票（市外のもの）の提出も必要です。

# 9. 交付申請兼実績報告書類の記入例

## 様式第1号（表面）記入例

様式第1号（1/2枚）

せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付申請兼実績報告書



申請書を提出する日付を記入してください。

令和6年 6月 1日

(あて先) 仙台市長

申請者

フリガナ	センダイ タロウ	
氏名	仙台 太郎	
住所	(〒 980 - 8671 ) 仙台市青葉区二日町〇番〇号	
電話番号	( 022 ) 123 - 4567	
(申請者が個人の場合のみ) 補助事業を実施する建物の所有者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 1親等の親族（親・子） <small>※1親等の親族には、配偶者の親や、子の配偶者を含みます。その他の親族は申請できません。</small>	

平日日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

申請に係る書類はすべて同じ印を使用してください。

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条、せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係がある場合は、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

共有者がいる場合は他の所有者からの同意書が必要です。

1 補助対象事業を実施する建物	名称	仙台太郎宅	
	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる(以下に記入)	
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	階数	地上 2階    地下 階	
2 住宅の性能	延床面積	59.4 m <sup>2</sup>	
	性能区分	<input checked="" type="checkbox"/> S (re) -G1 <input type="checkbox"/> S (re) -G2 <input type="checkbox"/> S (re) -G3	
	外皮平均熱貫流率	0.48 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]	
補助額算定表(様式第2号)における「補助金額」と同じ金額を記載してください。	補助額算定表(様式第2号)に記載のとおり	→ 283,680 円	
	私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を環境局脱炭素政策課が税務担当課に照会させていただきます。		
5 市税納付状況確認*	① 同意します	<input checked="" type="radio"/>	
	② 同意しません → 証明書の添付が必要です。	<input type="radio"/>	

該当する箇所にチェックを入れてください。

補助額算定表(様式第2号)における「補助金額」と同じ金額を記載してください。

該当する箇所に○をつけてください。同意しない場合は証明書の添付が必要です。

※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたもの)に限り、(1通300円の手数料が必要です。)



# 様式第2号記入例

(例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

## 補助額算定表 (全体改修用)

小数点第4位以下の  
端数切捨て

(1) 床断熱

・床下断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (m <sup>2</sup> )	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1	ボード系断熱材	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a	0.028	50	1.79	7,425	×	8,000	59,400	3,500	207,900
2							×		0.000		
3							×		0.000		
4							×		0.000		
5							×		0.000		
6							×		0.000		
7							×		0.000		
平均熱抵抗値					1.79						

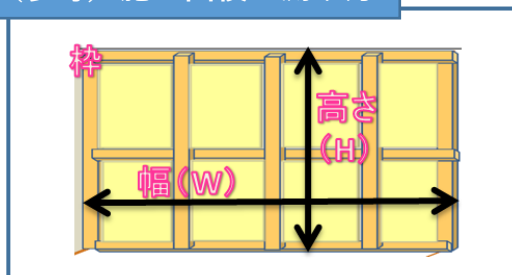
必要事項を記載  
(見積書や出荷証明書  
と記載を対応させる)

・基礎断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (m <sup>2</sup> )	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1							×		0.000		
2							×		0.000		
3							×		0.000		

基礎断熱を実施した  
場合は記載

### (参考) 施工面積の測り方



≈

小数点第4位以下の  
端数切捨て

国補助事業において登録  
されている製品の場合  
は、製品型番を記載

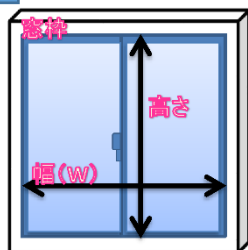
(4) 窓断熱

※国補助事業(こどもエコポイント支援事業、先進的窓リノベ事業)における登録製品の場合記載

箇所 番号	工法	建具の材質	ガラスの種類	中空層厚さ (mm)	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	窓サイズ (mm)			窓面積 (m <sup>2</sup> )	補助額		※国補助事業 登録製品型番
						幅	×	高さ		単価	合計	
1	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	2.33	2,560	×	1,800	4,608	10,000	46,080	
2	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	2.33	1,650	×	1,800	2,970	10,000	29,700	
3							×		0.000			

### (参考) 窓面積の測り方

内窓設置…設置予定の内窓の面積  
外窓設置…設置後の窓の面積



≈

必要事項を記載  
(見積書や出荷証明書  
と記載を対応させる)

## 様式第2号記入例

### (例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

2 補助上限額と1の算定結果（計①～計⑥の合計）を比較し、低い方を補助額とする

補助上限額⑦	1,200,000
補助額⑧（計①～⑥の合計と⑦のうち低い方）	283,680

部位ごとの補助額を合計  
 (例)  
 207,900円（床断熱における補助額）＋  
 75,780円（窓断熱における補助額）  
 ＝283,680円

3 補助対象経費の算定

全体改修における断熱工事の見積額⑨		1,545,816
他補助金控除後の補助対象経費⑩（⑨-⑪）		1,545,816
仙台市以外の補助金額合計⑪		
内訳（壁）	床に対する県の補助金額	
	床に対する国の補助金額	
	床に対するその他補助金額	
内訳（屋根・天井）	壁に対する県の補助金額	
	壁に対する国の補助金額	
	壁に対するその他補助金額	
内訳（窓）	屋根・天井に対する県の補助金額	
	屋根・天井に対する国の補助金額	
	屋根・天井に対するその他補助金額	
他の補助金が交付される場合は記載	窓に対する県の補助金額	
	窓に対する国の補助金額	
	窓に対するその他補助金額	
	玄関ドアに対する県の補助金額	
	玄関ドアに対する国の補助金額	
	玄関ドアに対するその他補助金額	

補助事業に要する費用（税抜金額）を記載（見積書の金額に対応させる）

他の補助金が交付される場合は記載

4 2の算定結果と3の算定結果を比較し、低い方を補助金額とする

補助金額（⑧と⑩のうち低い方（千円未満の端数切捨て））	283,680
-----------------------------	---------

補助額（千円未満切り捨て）

### 【補足】 壁断熱を実施する場合

寸法 (mm)	壁面積 (㎡)		断熱材のうち、窓など、断熱材が入らない部分の面積 (㎡)	施工面積 (㎡)	補助額	
	幅	高さ			単価	合計
×	×					
×	×					
×	×					
×	×					

断熱材を入れる壁に面した窓など、断熱材を入れない部分があれば、その部分の面積（㎡単位、小数点第4位以下の端数切捨て）を記載

## 見積書の記入例

- 申請者あての見積書と分かるようにしてください
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください
- 窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください

仙台 太郎 様

### ◆床断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存中木撤去		手間	36	m	570	20,520
既存フローリング撤去	厚12~15mm	〃	59.4	m <sup>2</sup>	1,740	103,356
床組（根太）撤去		〃	59.4	m <sup>2</sup>	1,520	90,288
1.小計						214,164
2.床工事						
新規床組	根太組@303mm	材工共	59.4	m <sup>2</sup>	3,960	235,224
床下地張り	針葉樹構造用合板 厚12mm	〃	59.4	m <sup>2</sup>	2,730	162,162
複合フローリング	単板張り 厚12×幅303×長1818mm	材料費	59.4	m <sup>2</sup>	4,900	291,060
複合フローリング張り		手間	59.4	m <sup>2</sup>	2,210	131,274
木製幅木取付け	米ツガ無節 厚12×高60mm	材工共	36	m	1,050	37,800
断熱工事 床①	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a 厚50mm	〃	59.4	m <sup>2</sup>	2,980	177,012
2.小計						1,034,532
合計						1,248,696
諸経費	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			187,304
総計	(建物平面図にも記載)					1,436,000

仙台 太郎 様

### ◆壁断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存壁解体	石こうボード撤去	手間	125	m <sup>2</sup>	1,090	136,250
1.小計						136,250
2.壁工事						
壁石こうボード張り（GB-R）	厚12.5mm 不燃 継目処理	材工共	125	m <sup>2</sup>	2,350	293,750
断熱工事 壁 壁①	高性能グラスウール断熱材16K 厚105mm	〃	125	m <sup>2</sup>	1,880	235,000
クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	125	m <sup>2</sup>	1,200	150,000
2.小計						678,750
合計						815,000
諸経費	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			163,000
総計	(建物平面図にも記載)					978,000

## 見積書の記入例

- 申請者あての見積書と分かるようにしてください
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください
- 窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください

仙台 太郎 様

### ◆天井断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
<b>1.解体工事</b>						
既存天井解体	石こうボード撤去	手間	49	m <sup>2</sup>	1,360	66,640
野縁組撤去	木製野縁	〃	49	m <sup>2</sup>	810	39,690
1.小計						106,330
<b>2.天井工事</b>						
新規野縁組	天井野縁組（吊木共）	材工共	49	m <sup>2</sup>	10,500	514,500
天井石こうボード張り（GB-R）	厚9.5mm 準不燃 継目処理	〃	49	m <sup>2</sup>	2,300	112,700
天井断熱工事	天井① ロックウール断熱材 厚155mm	〃	49	m <sup>2</sup>	2,170	106,330
天井クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	49	m <sup>2</sup>	1,200	58,800
2.小計						792,330
合計	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			898,660
諸経費	(建物平面図にも記載)					179,340
総計						1,078,000

仙台 太郎 様

### ◆窓（カバー工法）の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
既存サッシ撤去	障子（ガラス含む）のみ	手間	2	箇所	5,250	10,500
樹脂サッシ	窓① リビング 幅2560×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	材工共	1	箇所	137,400	137,400
樹脂サッシ	窓② 和室 幅1650×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	〃	1	箇所	82,620	82,620
サッシ取付け	カバー工法 コーキング含む	手間	2	箇所	33,300	66,600
合計	窓ごとに寸法（幅、高さ）を記載する					297,120
諸経費	工事箇所番号を記入					58,880
総計	(建物平面図にも記載)					356,000

## 建物平面図の記入例

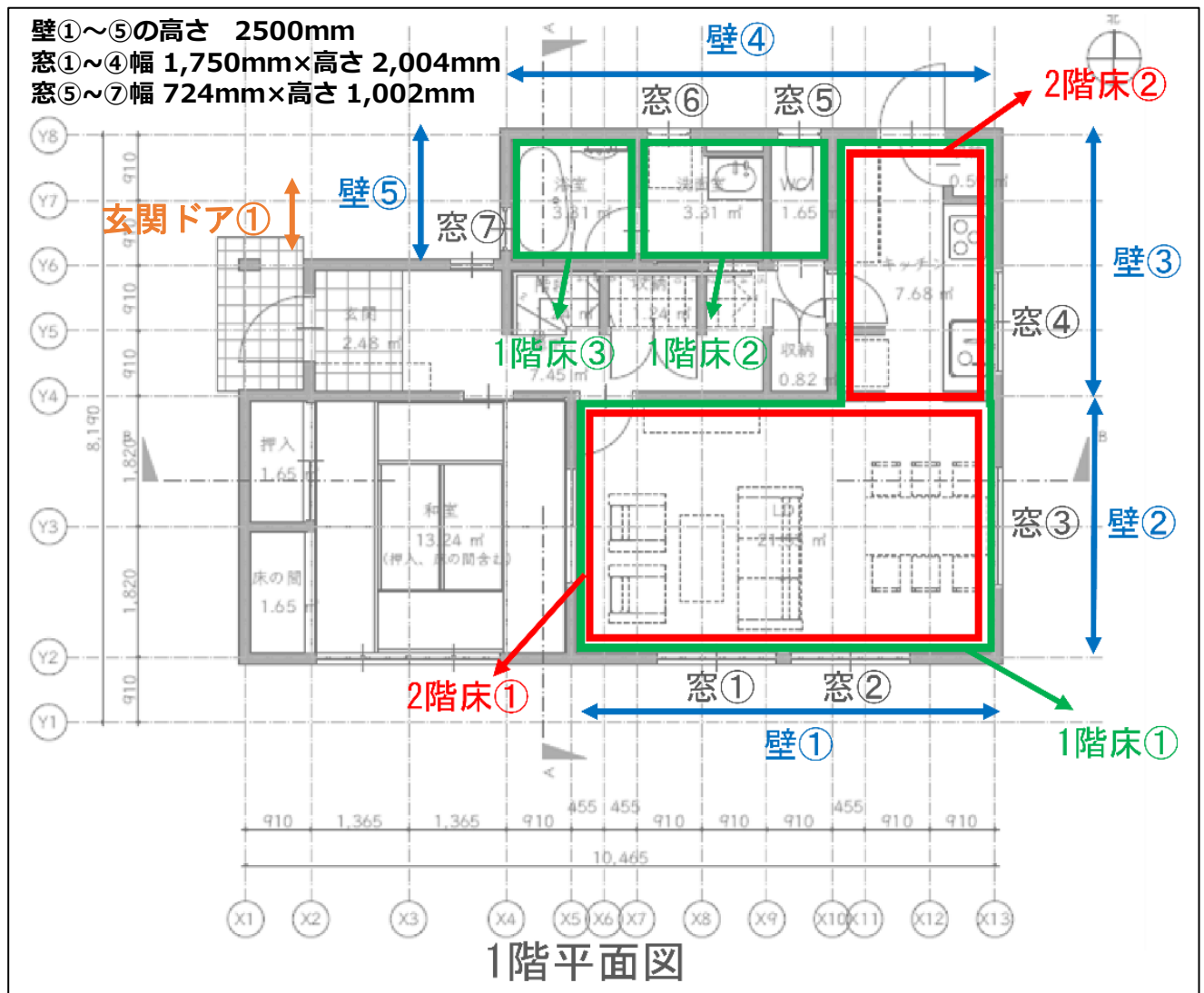
- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
- 壁を改修する場合は、高さも記載してください。
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。  
(下記例の場合、壁④の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑤、⑥の寸法を記載)

(例) 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合

※2階床①、2階床②について、1階天井を断熱改修した場合、最上階以外の天井のため床として申請する。

※壁①～⑤において、断熱材を入れない窓①～⑥の寸法を記載。

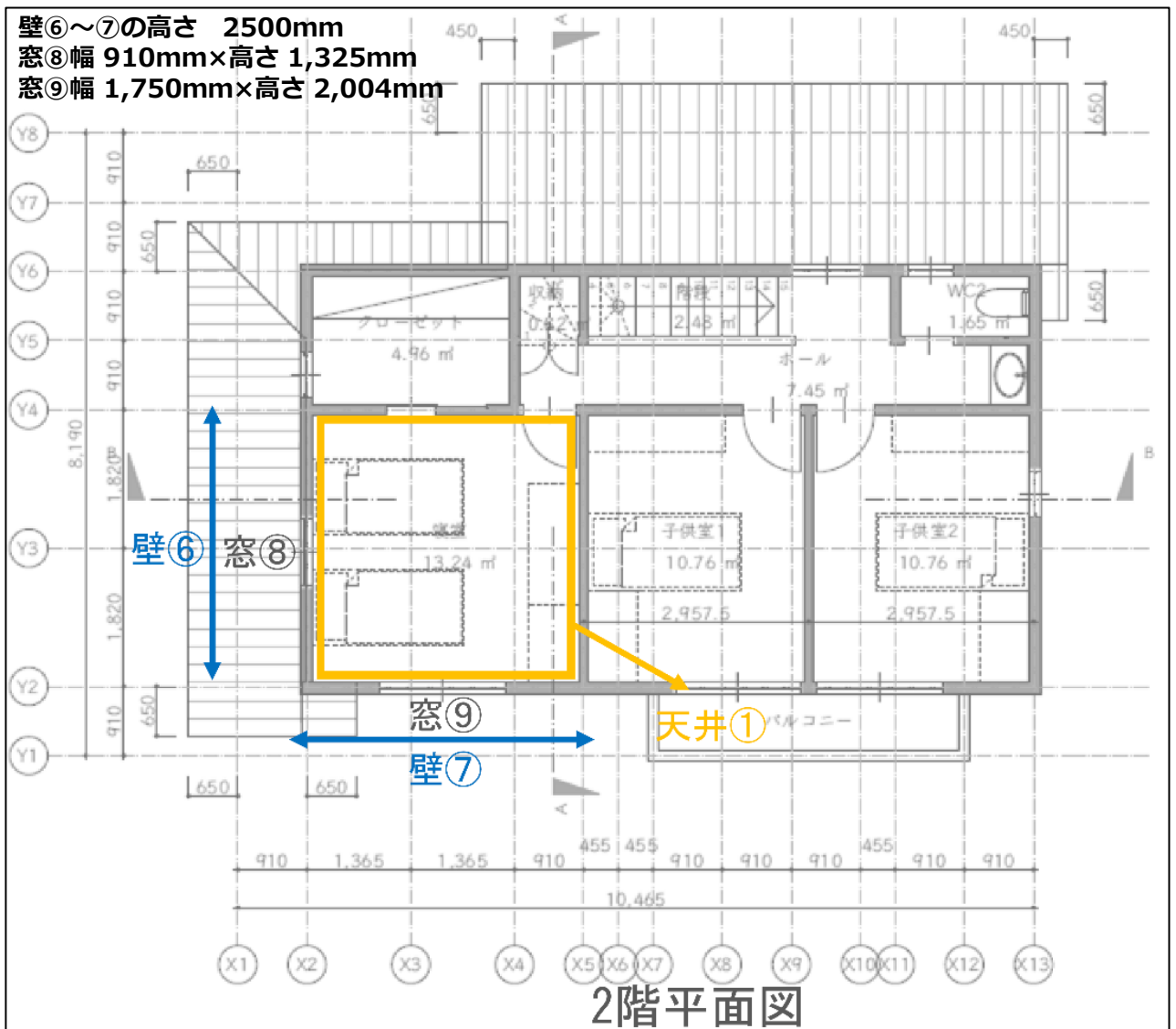
※壁②、壁③について、同一壁面だが、断熱材の種類・厚さが異なるため番号を分ける。



## 建物平面図の記入例

- 最上階の天井のため、天井①としてください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
- 壁を改修する場合は、高さも記載してください。
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。  
（下記例の場合、壁⑥の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑧の寸法を記載）

（例）2階建ての住宅において、改修工事を行った場合



せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け) 工事写真

申請者 仙台 太郎

建物全景

【工事後】



- ・ 建物の全体が見えるように撮影してください
- ・ 改修箇所が写らなくてもかまいません
- ・ マンション等の場合は該当の部屋が写らなくてもかまいません

※写真が分かり難い場合は再提出をお願いする場合がありますので、申請の手引きの注意事項を確認して撮影してください。

※工事前写真が要件を満たさない場合は補助金を交付できませんので、十分注意してください。

**窓(又は玄関ドア) 断熱の場合**

**工事前後の写真撮影例**

**〈正しい撮影方法～窓～〉**

工事前写真



工事後写真



**【チェックポイント】**

- ✓室内側から撮影している
- ✓逆光にならないよう明るさを調整している
- ✓カーテンは開けた状態で撮影している
- ✓障子はすべて外した状態で撮影している
- ✓家具や荷物等はずらして窓全体が見えるよう撮影している
- ✓工事前後、同じ角度から撮影している
- ✓工事後は二重窓であることがわかるように撮影している
- ✓窓のまわりも写りこむように撮影し、窓の位置が確認できる

## 〈良くない撮影方法〉

※写真の撮り直しを依頼します。

※撮り直しができない場合は、**補助金を交付できません。**

窓の確認がとれない



【改善点】

障子は取り外し窓全体が見えるように撮影する

カーテンで窓が見えない



【改善点】

レースカーテンはしっかり開け、タッセル等で束ね、窓にかからないようにする

窓全体が確認できない  
写真がぼやけている



【改善点】

見切れないように撮影する。  
ピントを合わせて撮影する。  
移動できる家具は移動して撮影する。

〈その他〉

窓を外側から撮影している  
写真を加工している  
逆光や部屋が暗く、窓枠の確認がとれない

【改善点】

外窓交換でも内側から撮影する。  
窓枠が確認できるように、光の加減に注意する。

**窓以外の断熱改修の場合**

工事箇所番号 **床** **1**

断熱材の種類毎及び施工部位毎（床・壁・天井毎）に代表的な施工写真を撮影してください

工事箇所部位・番号を記載してください。  
※「補助額算定表（様式第2号）」と番号を対応させること

【工事前】

断熱材無し

・工事前の断熱材の種類、厚さを分かる範囲で記載してください



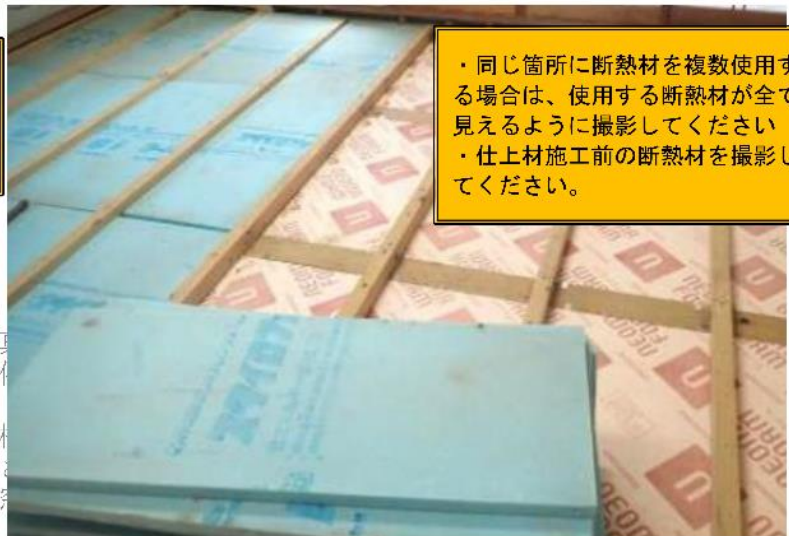
新設の場合は、工事前の写真を貼る必要はありません。

・工事後の断熱材の種類、厚さを記載してください  
・施工する断熱材を全て記載してください

【工事後】

①押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種厚30mm  
②フェノールフォーム板1種2号厚50mm

・同じ箇所に断熱材を複数使用する場合は、使用する断熱材が全て見えるように撮影してください  
・仕上材施工前の断熱材を撮影してください。





出荷証明書（参考様式）記入例

**窓**以外の断熱改修の場合 ※ボード系又は繊維系断熱の場合

製品出荷(施工)証明書

2024年 6月 1日

原則、元請事業者への販売事業者（商流上の直前店）が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

元請事業者への販売事業者名（商流上の直前店）  
（社名）  
を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号 印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

申請者と契約締結している事業者を記入してください。

社印を押印してください。  
（押印を省略する場合は担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先を記載してください）

元請事業者名 : (株)健幸省エネ住宅工務店 様

出荷日 : 2024年 6月 1日

申請者名 : 断熱 太郎 様

工事場所 : 仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	製品寸法(mm)		数量	厚さ(mm)	熱伝導率(W/m・K)	熱抵抗値(m <sup>2</sup> ・K/W)	(参考)※工事箇所番号
		幅	長さ					
〇〇〇〇	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a	910	1,820	35	50	0.028	1.79	床①
△△△△	高性能グラスウール断熱材16K	810	11,000	15	105	0.038	2.76	壁①
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						

小数点第3位まで記載

小数点第2位まで記載

「補助額算定表（様式第2号）」や見積書、建物平面図等と対応させてください

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方（申請者または代行申請者）が記入しても構いません。

**窓**以外の断熱改修の場合 ※吹込み又は現場発泡吹付け断熱の場合

原則、実際に吹込み・吹付けを行った事業者が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

製品出荷(施工)証明書

2024年 6月 1日

吹込み・吹付けを行った業者名を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号

印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

下記のとおり

申請者と契約締結している事業者を記入してください

社印を押印してください。  
(押印を省略する場合は担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先を記載してください)

元請事業者名 : (株)健康省エネ住宅工務店 様

出荷日 : 2024年 6月 1日 日

申請者名 : 断熱 太郎 様

工事場所 : 仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	施工使用量(mm) 幅×長さ	施工厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W)	(参考)※ 工事箇所番号
○外壁 改修部位毎に作成してください						
〇〇〇〇	吹付け硬質ウレタンフォームA種I	3,500 × 2,500	105	0.029	3.62	壁①
		×				
		×				
		×				
		×				
○屋根・天井						
△△△△	吹込み用グラスウール10K	6,000 × 4,500	200	0.052	3.85	天井①
		×				
		×				
		×				
		×				
○床または基礎						
		×				
		×				
		×				
		×				

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方(申請者または代行申請者)が記入しても構いません。

# 様式第9号記入例

様式第9号

## 住宅の性能及び省エネ性能向上に関する説明書

### (1)住宅の性能について

外皮熱貫流率(Ua値) [W/m <sup>2</sup> K]	0.32	
相当隙間面積(C値) [c m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> ]	0.4	
一次エネルギー消費量 BEI 値	再エネ含む：-0.2	再エネ含まない：0.4
太陽光発電積載量[kW]	8kW	

### (2) 省エネ性能向上における助言

項目	助言内容	建築主 確認欄
外皮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季はアウターシェード等の日除けで太陽の光を防いでください。</li> <li>・冬季は太陽の熱を取り込むようにしてください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめにフィルター清掃をしてください。</li> <li>・エアコン買い替えの際は、既存の能力と同程度にのものに買い替えてください。</li> <li>・夏季は室外機に日よけを設けることで効率が上がります</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめにフィルター清掃をしてください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要な照明はこまめに消してください。</li> <li>・ランプやカバー部分はこまめに清掃をしてください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽から熱が逃げないように蓋をするように心掛けてください。</li> <li>・使用しないときはスイッチを切るようにしてください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
改修時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気密層に注意して改修してください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月々のエネルギー使用量(電気・ガス・灯油の消費量)を記録するように心掛けてください。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/>

※上記表を適宜追加すること

上記を参考に助言内容を記載してください。

令和6年11月10日

上記について説明を受け内容を理解しました。

建築主が署名してください。

建築主名           仙台 太郎

# 様式第10号記入例

様式第10号

## 住宅施工証明書

(あて先)仙台市長

社印を押印して  
ください

令和〇年 〇月 〇日

住所 仙台市青葉区国分町●丁目〇番●号  
会社名 株式会社熱活工務店

印

次の住宅は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（「BELS」等、第三者認証を受けているものに限る。）に係る BELS 評価書により証明された仕様のとおり施工されたことを証明します。

### 記

申請者(建築主)氏名	仙台 太郎
申請住宅住所	仙台市青葉区国分町3丁目7-1
評価書交付年月日	令和6年4月20日
評価書交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
評価機関名	株式会社 ●● センター
工事着工年月日	令和6年 4月25日
工事完了年月日	令和6年10月30日

BELS評価書の内容を記載してください

## 10.補助金交付額の確定

審査の結果、交付申請兼実績報告書の内容が適正であるときは、「補助金交付決定及び額確定通知書」を申請者本人宛てに送付します。

必要に応じて、手続き代行業者へ通知があったことを連絡してください。  
なお、断熱改修工事等を確認するために、現地調査を行う場合があります。

## 11.補助金の交付請求

交付決定及び額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書（様式第6号）」を郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください（記入例は28ページ、送付先は表紙の「提出・問い合わせ先」を参照）。

### 【注意点】

- ・補助金を振り込む口座は、申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。
- ・便宜上、交付申請兼実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、**修正不可**となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

# 12.請求書の記入例

様式第6号

請求日の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

※請求日について、誤りがあった場合修正できませんのでご注意ください

申請者

氏名	フリガナ	センダイ タロウ
	仙台 太郎	
〒	(〒 980-8671 )	
住所	仙台市青葉区二日町〇番〇号	
電話番号	( 022 ) 214 - 〇〇〇〇	

交付決定及び額確定通知書に記載されている日付や番号を記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

●●●●年●●月●●日付仙台市(▲▲環脱政)指令第■●■で交付額確定通知がありました標記の補助金について、せんだい健幸省エネ住宅補助金(改修向け)交付要綱第12

交付決定及び額確定通知書に記載されている補助確定額を記入してください。

記 求します。

コンマ(数字の区切り)を記入しないでください

請求金額	¥	1	0	0	0	0	0	円	
振込先情報	金融機関名	●● 銀行 ●● 店							
	預金種別	1. 普通預金		2. 当座預金					
	口座番号(右詰)	No.	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義	フリガナ	センダイ タロウ						
		仙台 太郎							

請求金額の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

※首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。

※首標金額及び請求日について、誤りがあった場合、再

申請者ご本人名義の振込口座を指定してください。

## 13.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。

### 【注意点】

- ・補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等での確認をお願いします。
- ・特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間をいただく場合があります。

## 14.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。

また、耐用年数の期間内に補助金により取得した機器を処分しようとするときは、あらかじめ「補助金財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。承認を受けて設備を処分した場合は設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還していただきます。

取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付していただくことがあります。

この規定は、分譲事業者、買取再販業者又は住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合は除きます。

## 15.補助事業完了後の市への協力

本補助金を交付した方に市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報や調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。